

おひとりさまへの法的支援

既存の制度や弁護士会の新たな取り組みについて

SIN法律労務事務所

弁護士 福島 健太

1 支援ニーズと弁護士への対応

- ① 現時点で法的支援ニーズがある場合
- ・金融商品の契約など難しい契約の説明
 - ・何度も訪問販売員が自宅へやってくる
 - ・親族とのトラブルがある
 - ・その他定期的に相談に乗ってほしい

ア この時点で判断能力に支障があれば、成年後見制度の利用

←福祉職や機関との連携必要

イ 判断能力に支障がなければ、個別に契約して対応

1 支援ニーズと弁護士への対応

- ② 現時点ではなく将来の不安がある場合
- ・判断能力に支障が出てからの生活の不安
 - ・入院入所することになった場合の保証人がいない
 - ・亡くなった後の財産をどうするか
 - ・葬儀をしてくれる人がいない

ア この時点で判断能力に支障があれば、成年後見制度の利用

イ 判断能力に支障がなければ、財産管理契約、任意後見契約や死後事務委任契約にて対応

←必要に応じて遺言書の作成も

2 これまでの対応の問題点

- 遺言書作成については、作成後、弁護士から本人へ連絡することはまずない

→作成後の生活状況や心情の変化に対応できず

- 財産管理契約は、本人と弁護士のみが関わる
任意後見契約も監督人選任までは当事者のみ

→弁護士をチェックする者がいない

- 個々の契約について、弁護士によって内容に相違
←利用者への一定の枠組みあるべき

3 ホームロイヤー制度について

契約できる状態にある方で、「見守り」「財産管理」「将来の不安」「亡くなった後の対応」など、それぞれのニーズに応じて、対応内容を選ぶ

契約締結からその後の対応、費用について、弁護士会のルールに従い、**弁護士会が監督**

※ かかりつけ医と同様に、その方をよく知る弁護士が、希望に応じて、**定期的な訪問、財産管理、遺言書の作成、死後事務の対応等**を行うのがホームロイヤー

← 契約内容の確認、定められた範囲での費用負担、**弁護士会への定期的な報告**

ホームロイヤーの具体例

- 60歳代男性 知的障害を伴わない発達障害有り
- 現在は単身で生活
 - ←従前は母と同居、ゴミ屋敷状態であった
 - ←福祉サービス利用となり、ゴミ屋敷は解消
- 土地所有者と地代の支払いで紛争となり相談
- 以前より、財産管理等で支援が必要であったが、一定程度可能であり、第三者へ任せることは拒否
 - トラブルが生じてからその都度対応
- 予防的な意味を含め、ホームロイヤー制度を紹介
 - 自由度が高く、本人の希望する範囲で対応可能
- 現在は、定期的な訪問、まとまった金額の管理、外壁工事など契約の支援を行う

4 今後に向けた取組み

- 遺言書については、本人の希望に応じて、意向や安否確認など定期的に連絡する取組みが必要
- 任意後見、ホームロイヤー制度の普及活動
← 第2期利用促進計画
- 本人のニーズに沿った対応ができるように
→ 福祉職とセットになったホームロイヤー契約も